

第1章 策定の趣旨

現在、日本の食料自給率は39%と、主要先進国のなかで最も低い水準となっており、多くの農産物を外国からの輸入に依存している状況にあります。

また、残留農薬や食品の偽装表示などの問題から食の安全性・信頼性への関心の高まり、「食」と「農」に関する様々な課題が顕在化しています。

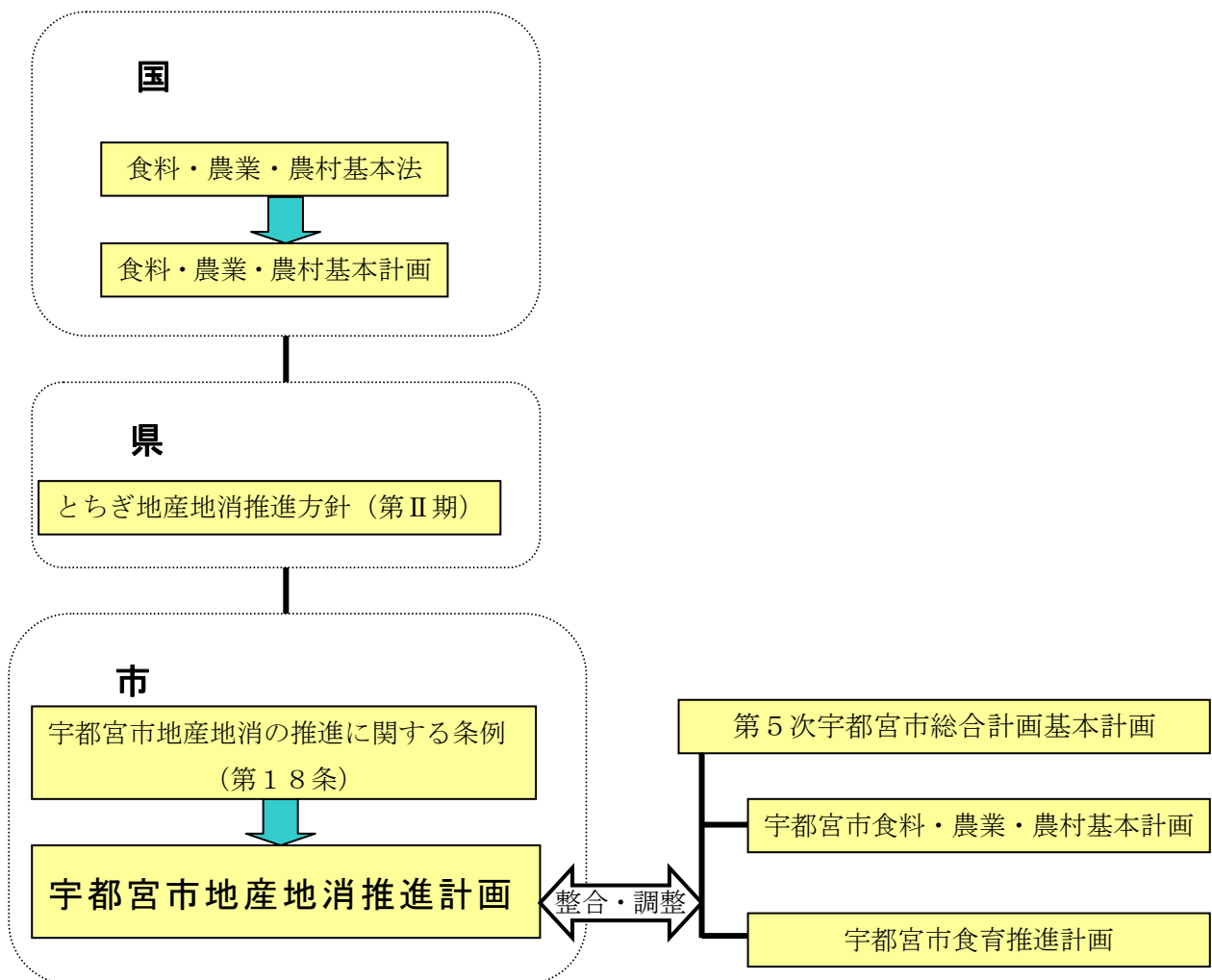
これらの課題を解決するためには、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」を推進し、「食」の大切さや食生活の重要性を認識するとともに、生産者と消費者の信頼関係の構築、地場農産物情報の収集・発信による生産・販売・消費の向上、「食」と「農」の距離の短縮による流通エネルギー等の削減、農の持つ多面的機能による環境の維持・保全、地域内の食料自給率の向上による地域活性化などを図り、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係を構築していくことが必要です。

このため、農家が安定した収入を確保しながら、誇りと意欲を持って農業に従事し、安全・安心で、皆の期待に応える農産物を安定供給するとともに、都市と共生し、癒しと潤いを与える『農業王国うつのみや』の確立を目指し、農産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者、流通団体及び市が一体となって「地産地消」に取り組む、食料自給率の向上を図るとともに、安全で安心な農産物を消費者にいつでも供給できる仕組みを構築しながら、本市の農業を将来にわたって維持し、発展させること及び、市民への健全な食生活の普及を目的として、「宇都宮市地産地消推進計画」を策定するものです。

第2章 計画の位置づけ

この計画は、国が平成17年3月に策定した「食料・農業・農村基本計画」をはじめ、「とちぎ地産地消推進方針（第Ⅱ期）」の趣旨に基づき、本市における地産地消の施策を推進するための基本指針とします。

また、「宇都宮市地産地消の推進に関する条例」第18条の規定する地産地消推進計画として位置づけます。



第3章 計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5ヵ年とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第4章 地産地消の現状と課題

1 地産地消をめぐる現状

本市では、生産者の50%以上が高齢者で、生産者は年々減少しています。この傾向は、地産地消推進の大きな役割を担っている農産物直売所の会員である生産農家の高齢化と会員数の減少などと一致し、担い手の育成・確保とともに生産力の向上、経営の安定等が急務となっています。

一方、消費者にとって、安全で安心な農産物は外見からでは判断がつかず、どんなものを選べばいいのか分からないのが現状です。そのような中、地域のものを地域で消費する「地産地消」について調査したところ、約6割の市民は意味を知らないという結果でした。また、1年間に消費する農産物（野菜・果実等）のうち、地場農産物の消費割合が30%以下の方は、全体の6割であり、地場農産物の消費割合が少ない状況にあります。

しかし、約70%の消費者は、農産物を購入する際、生産者に関する情報を知りたがっており、地場農産物には「安全・安心」と「新鮮さ」の二点を期待していることから、市内生産者の顔の見える販売の必要性がうかがえます。

また、農業体験の有無に関する質問では、約70%の方が何らかの農業を体験しており、農業に対する関心の高さがうかがえます。

さらに、食の多様化で米を中心にした日本型食生活が衰退するとともに、調理食品などの中食や外食などが増加し、食の外部化が進展しています。

2 導きだされる課題

- 地産地消のための啓発活動の促進
- 家庭、公共施設、飲食店、ホテル等での地場農産物利用促進
- 消費者ニーズに対応した農産物の生産振興
- 安全・安心な農産物等の供給促進
- 食育の推進、食文化の継承等
- 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

第5章 本市の目指すべき方向

生産者が消費者ニーズを的確に把握した生産を行うとともに、消費者が農業への関心を高め、「Uブランド※1」の表示を目にする機会が増え、地場農産物を選択することで、食料自給率の向上を図ることができます。

このようなことから、恵まれた気候風土により多種多様な作物の生産が可能という地域特性を最大限に生かし、「旬」と「彩り」にあふれる農産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者及び市が連携を深め、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を積極的に展開し、地域食料自給率を高めるとともに、健全な食生活を普及し、地域の活性化を目指します。

- 1 新鮮で安全・安心な農産物の生産力を高め、生産者、消費者、事業者、流通団体及び市が連携を深め、地域で生産された農産物の地域での消費を拡大し、地域食料自給率を高めます。
- 2 地場農産物を通して「食」の大切さや食生活の重要性を学び、地域の自然や農業などへの理解を深めるとともに、健全な食生活を送ります。
- 3 農資源や豊かな自然を生かした都市と農村の交流により、農業・農村への理解を促進し、農村地域の活性化を図ります。

【本市の目指すべき地域食料自給率】

目 標	現 状（平成17年実績）	目 標（平成24年）
地域食料自給率 ※2	31%	37%

※1 「Uブランド」

宇都宮農業協同組合管内の農産物の総称。トレーサビリティ、土壌・残留農薬検査を実施し、安全・安心、新鮮、良質を目指した青果物として位置づけている。UブランドのUには「ウルトラ（超）」、「うまい」、「うれしい」の意味が込められている。

※2 地域食料自給率

本市で生産された農産物が全て本市で消費されたと仮定し、市内でどのくらい自給できるかをカロリーベースで算出したもの。

[参考]

食料自給率とは、米、麦、大豆、野菜、果実、食肉、牛乳、卵、魚介類などの食料の栄養価であるエネルギー（カロリー）がどれだけ国内で生産されたかを割合で算出したもの。

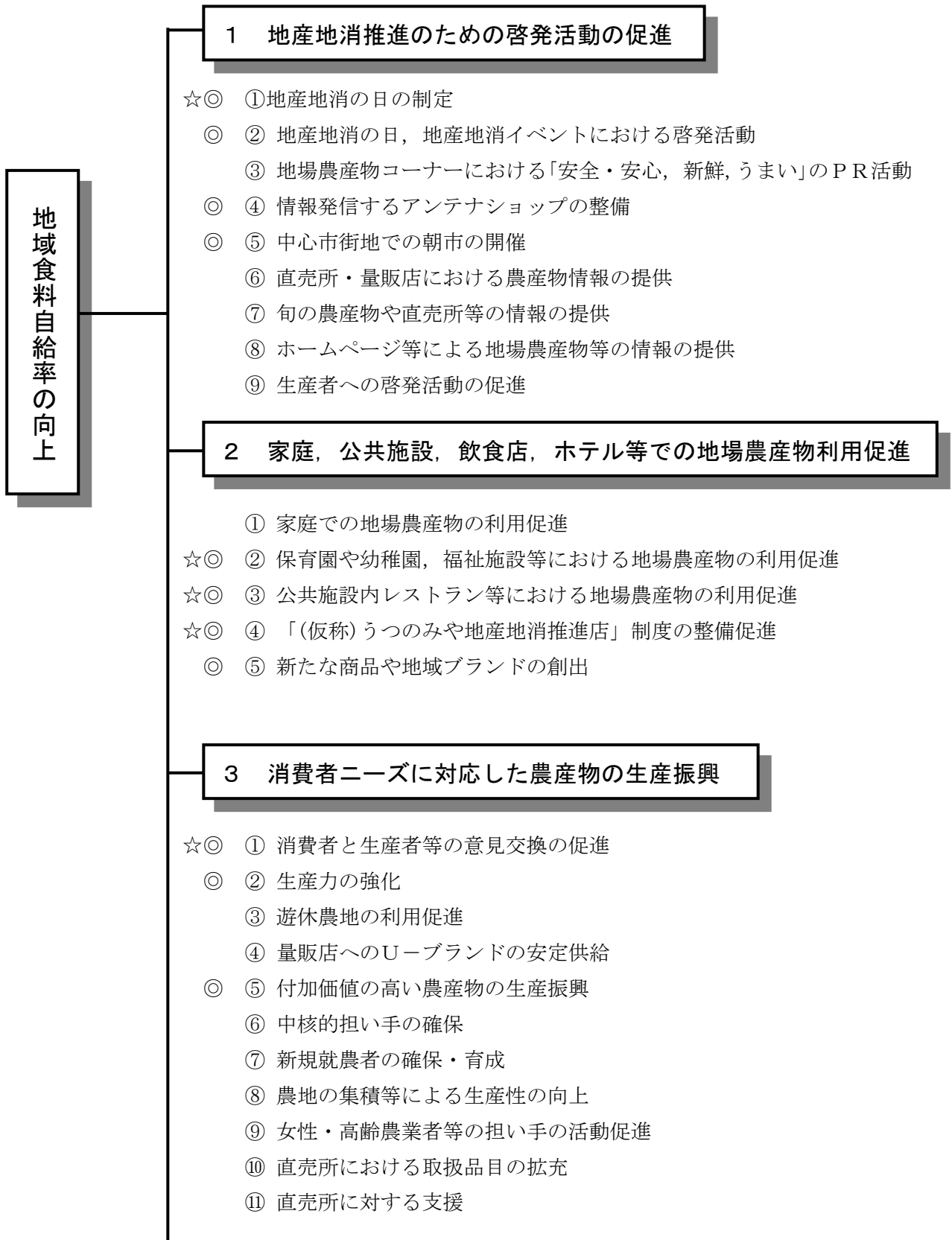
なお、牛、豚、鶏の飼育に輸入飼料を使った場合、利用割合に応じて食肉、牛乳、卵の生産量から除かれます。

本市の品目別自給率（平成17年）

・米	135%
・小麦	7%
・豆類	23%
・野菜	45%
・果実	42%
・肉類	14%
・牛乳	8%
・魚介類	0%
・砂糖類	0%

第6章 推進方策

1 主要な施策の体系



☆ 新規事業

◎ 重点事業

健全な食生活の実現

4 安全・安心な農産物等の供給促進

- ◎ ① 生産履歴の記帳と情報提供
- ◎ ② 農薬・化学肥料への理解促進
- ◎ ③ 残留農薬検査の推進
- ☆ ④ トレーサビリティシステム※の導入促進
- ◎ ⑤ 減農薬，無農薬農業の促進

※ 消費者が，生産者までさかのぼって流通経路を確認できるしくみ。

5 食育の推進，食文化の継承等

- ◎ ① 学校給食への地場農産物の計画的な利用と拡大
- ◎ ② 学校関係者の農業への理解向上
- ☆◎ ③ 地場農産物の料理教室等の実施
- ◎ ④ 伝統料理の発掘及び創作料理の開発
- ◎ ⑤ 地場農産物の加工促進
- ◎ ⑥ 食の適正な購入促進

農村地域の活性化

6 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

- ◎ ① 農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ◎ ② ふれあい交流イベントの開催
- ◎ ③ むらづくり運動の推進
- ◎ ④ ふれあい交流情報の発信
- ☆ ⑤ 農村活動NPO等の育成

2 個別事業

1 地産地消推進のための啓発活動の促進

(1) 現状と問題点

- ・地産地消の活動が十分に浸透していないため、地産地消を理解していない市民・生産者が見られる。
- ・「安全・安心」「新鮮」に対するPR等が十分でないため、地場農産物コーナーの売上が伸びない。
- ・量販店等で栃木県産の表示を見かけるが、宇都宮産やUーブランドの表示を見かける機会が少ない。
- ・地場農産物を目にする機会が少ないため、地域で生産されている農産物が市民に十分知られていない。
- ・中心市街地で地場農産物を扱っている量販店等が少ないため、全市的な地産地消が進まない。
- ・地場農産物の生産者や価格、品名の表示はあるが、年間の取扱品目等の情報を提供している直売所等が少ない。
- ・地場農産物の種類等に関する情報が不足しているため、地産地消に関心が薄い。

(2) めざす方向

- ・地産地消の日を設定し、生産者、関係団体、事業者および市が連携を図って、地産地消の啓発事業等を展開していきます。
- ・消費者が地場農産物に関心を持ち、優先的に購入してもらうため、産地の栽培状況や特色、農産物の特徴、栽培方法などを販売活動やイベント等でPRします。
- ・流通経路の短縮による新鮮で、完熟収穫のうまさのある地場農産物が購入しやすいよう、Uーブランドの表示に努めます。
- ・消費者の欲しがる地場農産物に関する情報の発信に努めます。
- ・どこでも気軽に地場農産物が購入できるよう、地場農産物を取扱うコーナーの拡充に努めます。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H24)
地産地消の認知度	38%(H18)	70%以上

農産物情報（生産地，生産者，顔写真）を提供する直売所の割合	3%	100%
地産地消の日キャンペーンの実施割合（大規模小売店舗）	（新規）	60%以上

（４）具体的な取組

①地産地消の日の制定

- ・市は，毎月第3日曜日の「家庭の日」の同日を『地産地消の日』と定め，普及啓発を図るとともに，市民は地場農産物を使った料理を囲んで，家族団らんに努めます。

②地産地消の日，地産地消イベントにおける啓発活動

- ・市民や飲食店，ホテルは，『地産地消の日』に流通経路の短縮による新鮮で，完熟収穫のうまさのある地場農産物の積極的な利用に努めます。
- ・市や宇都宮農業協同組合（以下，「JA」という。），生産者は，イベントなど様々な機会を捉えて，消費者に対して地場農産物への関心を高めるため，啓発活動を実施します。
- ・市は，地産地消の日のほか，地産地消取組の一層の効果を上げるため，強化月間や週間を設定し，啓発活動を進めます。

③地場農産物コーナーにおける「安全・安心，新鮮，うまい」のPR活動

- ・市やJAは，量販店と連携し，「安全・安心で，流通経路の短縮で新鮮，完熟収穫でうまい地場農産物」をPRするとともに，消費者が地場農産物を購入しやすいよう，コーナーの充実に努めます。

④情報発信するアンテナショップの整備

- ・JAは，流通団体，量販店と協力し，通年による地場農産物の販売を通し，消費者ニーズの把握や農産物情報の発信できるアンテナショップを整備します。

⑤中心市街地での朝市の開催

- ・市は，生産団体や直売所と連携し，中心市街地で定期的な朝市の開催を支援し，

新鮮な地場農産物の消費拡大を図るとともに、中心市街地の活性化に取り組みます。

⑥直売所・量販店における農産物情報の提供

- ・直売所・量販店は、生産者や旬のおいしい食べ方など、農産物に関する様々な情報の提供に努めます。
- ・直売所・量販店は、消費者が地場農産物を購入しやすいよう、「Uーブランド」等の表示を積極的に用いて、生産地の情報提供を実施します。

⑦旬の農産物や直売所等の情報の提供

- ・市は、市民や「うつのみやアグリファンクラブ※」会員に、旬の農産物や直売所、地場農産物を扱う量販店の情報提供を行います。

⑧ホームページ等による地場農産物等の情報の提供

- ・市は、地場農産物等を紹介するパンフレットやホームページ等の啓発資料を作成し、学校・公共施設や各種イベントなどで幅広く活用します。
- ・市は、農産物の旬情報や料理レシピなど、欲しい情報がすぐ手に入るよう、携帯電話からもアクセスできるホームページを作成し、地場農産物の普及に努めます。

⑨生産者への啓発活動の促進

- ・市は、JA等の関係機関と連携し、収益性の向上や高齢者の生きがい・女性のやりがいづくりなど、地産地消の効果や、安全・安心、信頼などの消費者ニーズを把握した効率的な生産について、啓発に努めます。

※「うつのみやアグリファンクラブ」

- (1)設置目的 宇都宮の美味しい農産物や楽しい農業体験の情報提供等を通して、「食」と「農」の理解を深め、農との交流を促進する（H18. 11. 18 設置）。
- (2)会員 市内外の消費者
- (3)主な取組
 - ・ファンクラブ通信の発行、直売所スタンプラリーなどを通じた地元食材の利用と理解促進事業
 - ・収穫祭や農業体験等のイベントの開催など

2 家庭，公共施設，飲食店，ホテル等での地場農産物利用促進

(1) 現状と問題点

- ・地場農産物の種類や量，販売先等の情報不足から，家庭での地場農産物の利用が少ない。
- ・保育園，福祉施設等や庁舎・美術館・図書館等の公共施設のレストラン等での地場農産物の納入システムが確立していない。
- ・外食や中食等の機会が増えている中，使用食材の産地等の表示をしている飲食店等が少ない。
- ・飲食店，ホテル等で地場農産物を使ったメニューを積極的にPRしているところが少ない。
- ・とちぎの地産地消推進店制度があるが，市内で認定されている店舗が少ない。
- ・地場農産物を活用した新たな商品や調理メニューをPRしているところが，必ずしも多くない。

(2) めざす方向

- ・生産者の顔が見える農産物を積極的に購入し，地場農産物の消費を拡大します。
- ・生産者，消費者及び事業者間で情報を共有することで，農に関する理解を促進し，消費者が地場農産物を入手しやすい仕組みを確立し，地場農産物の需要拡大を図ります。
- ・公共施設をはじめ，飲食店等へ地場農産物の供給を促進し，地場農産物の優先使用を促進するように努めます。
- ・参加しやすく，地場農産物の利用に効果の上がるよう地産地消推進店制度を整備し，市民全体で地場農産物の利用促進を図ります。
- ・旬の地場農産物を生かしたメニューを開発や加工を促進し，利用範囲の拡大に努めます。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H24)
うつのみやアグリファンクラブ会員数	2,234人	20,000人

公共施設における地場農産物の利用率 (学校を除く、重量ベース)	(新規) 参考:利用率[回数] 18.3%	45%以上
アグリネットワークにおけるプロジェクトの立ち上げ数	9件	60件(累計)

(4) 具体的な取組

①家庭での地場農産物の利用促進

- ・市は、広報紙や「うつのみやアグリファンクラブ」等を通し、市民に旬の農産物や収穫祭等の情報を提供し、地場農産物の利用を促進します。
- ・市民は、提供された情報により「食」と「農」を理解し、農との交流に努めるとともに、地場農産物の積極的な利用を図り、市民全体で農業を支えます。

②保育園や幼稚園、福祉施設等における地場農産物の利用促進

- ・市は、流通団体、直売所、JA等の関係機関と連携して、保育園や幼稚園、福祉施設等における地場農産物の納入方法等のしくみを構築し、保育園や幼稚園、福祉施設等は、地場農産物の積極的な利用に努めます。

③公共施設内レストラン等における地場農産物の利用促進

- ・市は、庁舎や美術館、図書館等の公共施設のレストラン等に地場農産物を積極的に利用するよう働きかけます。
- ・事業者は、市、流通団体、直売所、JA等の関係機関と連携し、地場農産物の納入方法等のしくみを構築し、地場農産物の積極的な利用に努めます。

④「(仮称) うつのみや地産地消推進店」制度の整備促進

- ・市は、飲食店等における地場農産物の利用拡大のため、「(仮称) うつのみや地産地消推進店」制度の整備を促進します。
- ・市は、「うつのみやアグリネットワーク※」等と連携し、飲食店等における地場農産物の利用の拡大に努めます。
- ・事業者は、生産者、流通団体、JAと調整を図り、地場農産物の利用促進に努めます。

⑤新たな商品や地域ブランドの創出

- ・市は、「うつのみやアグリネットワーク」等と連携し、新たな商品開発や販路、地域ブランドの創出に努めます。
- ・飲食店、ホテル、量販店は、新たな商品や地域ブランドの開発や導入に努め、地場農産物の需要拡大を図ります。

※「うつのみやアグリネットワーク」について

- (1)設置目的 地域の農産物や人材、技術その他の資源を有効的に結びつけ、新たな商品や販路、地域ブランドの創出し、本市農産物の需要拡大と産業の振興を図る。(H19.1.31 設置)。
- (2)推進体制
 - ・会員は、農業関係団体、商工関係団体、食品関連団体、企業や農業資源を活用した新商品やサービスの創出に意欲を持つ個人など
 - ・ネットワーク運営に関する事項等を決定するため、運営委員会を設置する。
- (3)主な取組
 - ・会員間の情報交換および交流、農資源を活用したプロジェクトの推進（平成19～21年度の3ヵ年で毎年10件程度のプロジェクト立ち上げ）、アグリネットワークの充実拡大のためのイベント等の実施など

3 消費者ニーズに対応した農産物の生産振興

(1) 現状と問題点

- ・消費者ニーズの多様化で、市民のニーズを把握しきれていない。
- ・通年で量販店等の地場農産物コーナーを満たすだけの品目・量が供給されていない。(時期によって、販売品が少ないときがある。また、学校給食等で必要な時期に、必要な量がそろわない。)
- ・安全・安心、新鮮プラス「美味しい」等の付加価値の高いブランド化された地場農産物が少ない。
- ・生産者の50%以上が高齢者であり、生産者は年々減少している。
- ・大量少品目生産の首都圏農業をこれまで展開してきたが、今後、地産地消を推進する上で多様なニーズに対応した生産体制が整っていない。

(2) めざす方向

- ・消費者ニーズの把握に努め、多様なニーズに対応できるよう、少量多品目の生産振興を行い、新規取扱品目の増加に努めます。
- ・効率的で安定的な農業経営に取り組めるよう、担い手の育成・確保や担い手への農地の利用集積の強化を図り、魅力とやりがいを実感できるよう努めます。
- ・経営指導・技術支援、補助事業の活用等で、産地間競争に打ち勝つ特色ある産地づくり、付加価値の高い農産物の生産を図るとともに、農産物の生産力を高めます。
- ・生産者同士の情報交換等を促進するため、ネットワーク化を図ります。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H24)
直売所における 取扱品目の増加数	——	5品目以上／各直売所
認定農業者数	683経営体	730経営体
主な農産物の出荷量	イチゴ 1,280トン	1,450トン
	トマト 4,180トン	4,750トン
	梨 4,570トン	6,000トン
	食用牛 650頭	800頭
	アスパラガス 48トン	100トン

(4) 具体的な取組

①消費者と生産者等の意見交換の促進

- ・市は、農への理解と消費者ニーズの把握のために、消費者と生産者・J Aとの意見交換を促進します。

②生産力の強化

- ・市は、トマト・梨・いちごの重点3品目をはじめとした園芸作物や米・麦・大豆等の土地利用型作物、鶏卵・食肉等の畜産物の生産力強化のため、施設整備や機械導入の補助事業を実施します。
- ・市は、学校給食への地場農産物の供給を促進するため、少量多品目生産に向けた小規模パイプハウス補助事業を実施します。
- ・生産者は、各種補助事業を活用し、地場農産物の生産力強化に努めます。
- ・J Aは生産者の生産力を高めるため、省力・低コスト新技術や資材の普及、環境保全型農業の推進、営農技術情報の発信等の営農支援に取り組みます。

③遊休農地の利用促進

- ・生産者は、市民や学校給食等に地元の旬を届けるため、作付していない農地等を利用した生産に取り組む、市は、その活動を支援します。

④量販店へのUーブランドの安定供給

- ・J Aは、流通団体や量販店と連携して、Uーブランドの安定供給ができる体制の整備に努めます。
- ・J Aは、量販店において旬の地場農産物フェア等のイベントを開催するなど、販売促進活動を実施します。

⑤付加価値の高い農産物の生産振興

- ・市は、J Aと連携し、付加価値の高い農産物の生産振興を図るため、地場農産物で特に品質が高い品目のブランド化に取り組めます。
- ・市やJ Aは、ブランド化対象品目の知名度アップ、評価定着を図るため、市民を対象にしたPR活動、販売促進活動に努めます。

⑥中核的担い手の確保

- ・市は、関係団体等と連携を図り、認定農業者制度の普及や農業経営に意欲のある農業者の掘り起こしに努め、中核的な担い手となる認定農業者※の確保に努めます。

⑦新規就農者の確保・育成

- ・市は、農業大学校や関係団体等と連携しながら、新規就農者の就農相談や農業技術習得等に対する支援の充実を図ります。
- ・市は、JAと連携し、農地の取得に関する相談や農業法人等への就農斡旋などに努め、新規参入者がスムーズに就農できるしくみづくりを進めます。

⑧農地の集積等による生産性の向上

- ・市は、農地の集積による経営規模の拡大や機械・設備の導入、制度資金の活用等、経営改善を支援し、中核的担い手である認定農業者の経営の強化とともに、生産性の向上を図ります。

⑨女性・高齢農業者等の担い手の活動促進

- ・市は、女性・高齢者グループによる農産物直売・加工活動などの起業活動を支援します。

⑩直売所における取扱品目の拡充

- ・市は、「うつのみやアグリファンクラブ」や消費者団体等を通して、農産物の消費者ニーズを把握し、直売所等に情報提供します。
- ・生産者は、消費者ニーズの情報を基に、多様なニーズに対応した作物の栽培に取り組むなど、多品目の生産に努めます。
- ・直売所は、直売所間で農産物を供給し合うネットワークシステムを検討し、販売品目の充実を図りながら、運営の安定に努めます。

⑪直売所に対する支援

- ・市は、直売所開設に伴う諸手続きや敷地の整備に対し支援します。

※「認定農業者」

農業経営改善計画（農業経営の改善を図るために作成する5年後を見通した計画）を策定し、市町村長の認定を受けた農業者。

4 安全・安心な農産物等の供給促進

(1) 現状と問題点

- ・食品偽装，残留農薬等の問題が発生しても，消費者・販売者は，安全・安心な食品，農産物か否かを見分けられない。
- ・消費者の「食」への安全・安心志向が高まってきているが，安全・安心を PR する活動が不足している。
- ・安全・安心の認証制度等はあるが，生産や手続きに手間がかかる反面，価格に反映されないため，生産者の取組は進まない。
- ・生産過程から流通まで，安全・安心の一貫したシステムが確立していない。
- ・残留農薬等の報道により，「農薬・化学肥料」に過敏に反応してしまう消費者が見受けられる。

(2) めざす方向

- ・残留農薬の検査など，引き続き「安全・安心」の確保に努めます。
- 特に，生産履歴等については，消費者が購入時に確認できるようなくみづくりの検討を行います。
- ・環境保全型農業の取組みを今後も推進し，農業の持つ自然循環機能の維持・増進を図ります。
 - ・農薬・化学肥料の必要性・安全性の啓発活動に努め，安全安心な農産物生産の取組みへの理解促進を図ります。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H24)
出荷者すべてが生産履歴を記帳している直売所の割合	23%	100%
減農薬・減化学肥料に取り組む農業者数 (エコファーマー ^{※1} 認定者数)	505人	760人
農産物の安全確保等に農業生産工程管理手法 (GAP ^{※3}) を導入した作物数	1品目	5品目

(4) 具体的な取組

①生産履歴の記帳と情報提供

- ・市は、J Aと連携し、市内直売所における生産履歴の適正な記帳の普及啓発に努め、直売所は、消費者に生産履歴等の情報提供に努めます。
- ・生産者は、安全・安心な農産物の生産に努めるとともに、適正な生産履歴の記帳に努めます。さらに、J Aや市と連携し、生産工程管理を行うG A P（農業生産工程管理）の導入を図ります。

②農薬・化学肥料への理解促進

- ・市やJ Aは、農産物の生産における農薬・化学肥料の必要性、適正な使用による安全性等の啓発に努め、消費者に安全安心な生産取組の理解を促進します。
- ・市は、農業試験場等の研究機関と連携し、農薬使用に関する試験や研究の情報提供を通し、市民へ農薬の正しい知識の啓発に努めます。また、生産者へは適正使用の啓発に努めます。

③残留農薬検査の推進

- ・市は、農産物集荷施設や市場における残留農薬の検査を行い、安全な農産物の流通を図ります。
- ・J Aは、ポジティブリスト制度^{※4}に対応した残留農薬の自主検査の拡充に努め、消費者に安全な農産物を提供します。
- ・直売所は、残留農薬の自主検査の実施に向けて検討を進めます。

④トレーサビリティシステムの導入促進

- ・J Aは、市と連携し、消費者が農産物購入時に生産者までたどれる流通経路を確認することができるしくみ（トレーサビリティシステム）の導入を検討します。
- ・直売所は、農薬使用状況等の生産履歴情報を迅速に開示できるよう、適正な記帳と台帳の整備に努めます。

⑤減農薬，無農薬農業の促進

- ・市は，減農薬や無農薬栽培を推奨するとともに，JAと連携し，販売店の確保や消費者へのPR活動に努めます。
- ・市は，生産者に県が認定する土づくりと減農薬・減化学肥料に取り組む農業者（エコファーマー）や，農薬や化学肥料を通常の半分以下に減らして生産された特別栽培農産物（リンク・ティ）の生産を促進するとともに，環境にやさしい農業に取り組んでいることを周知します。

※1 エコファーマー

減農薬・減化学肥料と堆肥を施用した土づくりを行うなど，環境と調和のとれた持続的な農業を行う農業者のこと（県が認定する制度）。

※2 リンクティ

化学合成農薬や化学肥料の使用量を通常に栽培する場合の半分以下に減らして生産された農産物のこと（県が認証する制度）。

※3 GAP

農作業ごとに，安全な農産物を生産するための管理のポイントを整理し，まとめたものことです。農業生産の現場において行う，プロセスチェック方式によるリスク管理手法のひとつで，具体的には，生産工程ごとに想定されるハザードとそれに対応したリスク管理措置をリストアップし，リストに従って着実にリスク管理措置を実施し，実施した内容を記録するという一連の取組のこと。

※4 ポジティブリスト制度

リストで規制されている以外の農薬が含まれている食品は原則的に禁止であるという制度のこと。日本国内で流通する全ての食品に適用されます。

5 食育の推進，食文化の継承等

(1) 現状と問題点

- ・生産現場を知る機会が少ないため，地場農産物の生産や流通に関する児童や生徒の理解や関心が低い。
- ・旬の時期に合わせた調理実習やレシピ紹介等の機会が少なく，地場農産物を知らない市民が多い。
- ・ライフスタイルの多様化で時間のかかる家庭の味を，外食・中食等に頼ってしまう傾向にある。
- ・輸入等で農産物の旬が感じられず，季節感のある伝統的食文化が失われつつある。
- ・核家族の増加により，生活の中で伝承されてきた「郷土料理」を味わう機会が少なくなってきた。
- ・食の多様化で，米を中心とした栄養バランスに優れた「日本型食生活」の割合が少なくなってきた。

(2) めざす方向

- ・地場農産物を学校給食でより多く取り入れ，食の指導を通して児童生徒の食に対する正しい知識を身に付けます。
- ・農業体験や生産者との交流を図ることで，次代を担う子どもたちの心とからだの健康を育みます。
- ・地場農産物の料理講習会等をとおし，望ましい日本型食生活，食の安全・安心への理解を深め，食を大事にしたゆとりのある食生活に努めます。
- ・伝統料理の発掘や創作料理の開発等を行い，様々な方面から地場農産物の特色と活用方法をPRします。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H24)
学校給食における地場農産物使用率 (重量ベース，米・野菜38品)	40.6% (H17)	45%以上
児童・生徒の農業体験実施校の割合	95%	100%
食育に関心のある市民の割合	80.9% (H18)	90%以上

地場農産物の料理教室の開催数	(新規)	10回
----------------	------	-----

(4) 具体的な取組

①学校給食への地場農産物の計画的な利用と拡大

- ・市は、各学校の地場農産物の納入状況等を調査し、流通団体、直売所、JAや生産団体等に協力を要請するとともに、地場農産物の使用量の増加を図ります。
- ・直売所等の学校給食出荷グループは、各学校に出荷している地場農産物の量を増やすよう努めます。
- ・JAは、市の要請に基づき、「うつのみや菜ハイウェイシステム※」を有効活用し、対応できるよう努めます。
- ・生産者は、学校給食のニーズに対応した生産に努めます。

②学校関係者の農業への理解向上

- ・学校は、給食用農産物を供給している生産者等との交流給食を通して、児童・生徒に生産者や流通関係者の苦労や工夫を知らせ、感謝の気持ちを育ませるとともに、農業や食に関心を持たせます。
- ・学校は、体験農園での生産・収穫体験を通して、児童・生徒に農業に関する理解を深めさせるとともに、収穫の喜びを感じさせます。また、生産者との交流や、収穫した農産物を学校給食に活用することで、農業に関する理解や食への関心を高めます。

③地場農産物の料理教室等の実施

- ・食育関係団体は、地場農産物の料理教室の開催などを通して、市民の農業に関する理解や食への関心を促します。
- ・市は、食育関係団体と連携し、地場農産物を活用した料理レシピ等の提供を通じて食育を推進します。

④伝統料理の発掘および創作料理の開発

- ・生産者や調理関係者は、地域の伝統料理の継承・発掘および創作料理の開発に

努め、市は、その調理方法をイベントや「うつのみやアグリファンクラブ」等で広くPRし、地場農産物の利用拡大と食文化の継承に努めます。

- ・学校は、地域の食材を使った伝統料理や郷土料理等を給食の献立に活用することで、児童や生徒に多様な食文化に関心を持たせます。

⑤地場農産物の加工促進

- ・生産者は、自ら生産した農産物を使って地域に伝わる味噌や漬物等の伝統食の継承に努めるとともに、地場農産物を使った豆腐やパン、うどん等の加工品づくりにも努めます。
- ・「うつのみやアグリネットワーク」は、食品加工業者と連携し、地域に伝わる加工品の開発や商品化に努めます。

⑥食の適正な購入促進

- ・消費者は、資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、適正な量の購入により食材の無駄を無くし、食品の廃棄や食べ残しの減少に努めます。

※「うつのみや^き菜ハイウェイシステム」

- (1) 取組開始時期 平成15年度
- (2) 内 容 宇都宮市中央卸売市場等と連携し、地元商店の協力により、地場農産物を生産者等の情報とともに学校へ納入する方式。
- (3) 学校での取組 市内小中学校において、地域の実情に合わせ、地場農産物を調達する。産直方式（生産者・生産組合等から直接購入）、地元商店活用方式（生産者から地場農産物を購入した地元商店から購入）、うつのみや菜ハイウェイシステムの中から各学校は地域の実情に合わせた方法で実施する。
- (4) 効 果 学校給食における地産地消を通して、食に関する指導の充実が図れる。旬の食材を知る、地域への関心、感謝の気持ち、残食が減るなど。

6 豊かな農資源を生かした都市と農村の交流促進

(1) 現状と問題点

- ・ライフスタイルの多様化により、自然とのふれあい、農作業体験等を通じた憩いややすらぎを求める都市住民が増えてきている。
- ・都市住民と農村のふれあう機会や情報提供が少ない。
- ・農村部では都市住民の受け入れ体制が十分でなく、また、都市住民は農村に対する理解不足から、本市の豊かな農資源を生かしきれていない。

(2) めざす方向

- ・都市住民が求める憩い・やすらぎへの対応や、受け入れ側の農業・農村の理解促進と農村地域の活力を高めるため、農資源や豊かな自然を活かした都市と農村の交流機会の充実に努めます。
- ・農村の持つ多面的な機能を理解し、住んでいる地域に誇りと大切さを認識できるよう意識の向上に努めます。

(3) 主な指標

	現況値	目標値 (H 2 4)
ふれあい交流イベント入場者数	108,000 人	120,000 人
農林公園ろまんちっく村入場者数	885,000 人	1,100,000 人
市民農園の設置数	8 箇所	1 2 箇所

(4) 具体的な取組

①農業・農村ふれあい交流事業の推進

- ・市は、豊かな農資源を活かし地域の活性化を図るとともに、都市住民の農業体験・農村滞在など農に対するニーズに応えるため、市民農園の開設支援を行なうとともに、遊休農地の市民農園化を推進します。
- ・市は、農業者や地域と連携し、農業体験や加工体験等の交流イベント等の農業・

農村ふれあい交流事業を推進します。

- ・市は、農林公園ろまんちっく村や篠井農産加工所、河内ふれあい農園、河内農村体験交流館等の既存施設を活用し、都市住民と農村の多様な交流事業を実施し、一層の農業・農村ふれあい交流事業の充実を図ります。
- ・市は、都市住民が農村などに滞在し、農作業の手伝いをするホリデーワーキング事業の検討を進めていきます。
- ・市は、障がい者等が「農」に親しめるよう、農作業体験事業の検討を進めていきます。

②ふれあい交流イベントの開催

- ・市は、都市住民（消費者）と農村（生産者）との交流を通して、本市の農産物や花き・花木のPR、農林業に対する理解と関心を深めるため、宇都宮市農林業祭や宇都宮さつき&花フェア、食育フェアなどの総合的イベントを開催します。

③むらづくり運動の促進

- ・地域は、本市の農産物や自然、文化の伝承など、農業・農村の持つ様々な地域資源を活用し、都市住民との交流を通して農村の活性化を図るため、れんげまつりや収穫祭等を地元農家や地域が、主体的に活動する魅力あふれるふるさとづくりに向けた「むらづくり」運動を促進します。
- ・市は、農村の持つ多面的な機能の維持・保全のため、地域住民が協働で行う農地・水・環境保全向上対策等を推進します。

④ふれあい交流情報の発信

- ・市は、農村地域で実施する農業体験や加工体験、農資源などの都市と農村の交流に関するふれあい交流情報を収集し、ホームページやチラシ等で都市住民に発信します。
- ・「うつのみやアグリファンクラブ」は、地場農産物の情報とともに、ふれあい交流に関する情報の発信に努めます。

⑤農村活動NPO等の育成

- ・市は、農村の環境保全や地域文化の伝承、こどもの育成等、農村での活動を目的にしたNPO等のリーダー育成を支援します。
- ・NPO等は、農村と連携し、環境の維持・保全活動を行うとともに、地域に根ざした活動で、農村と都市との交流を図ります。

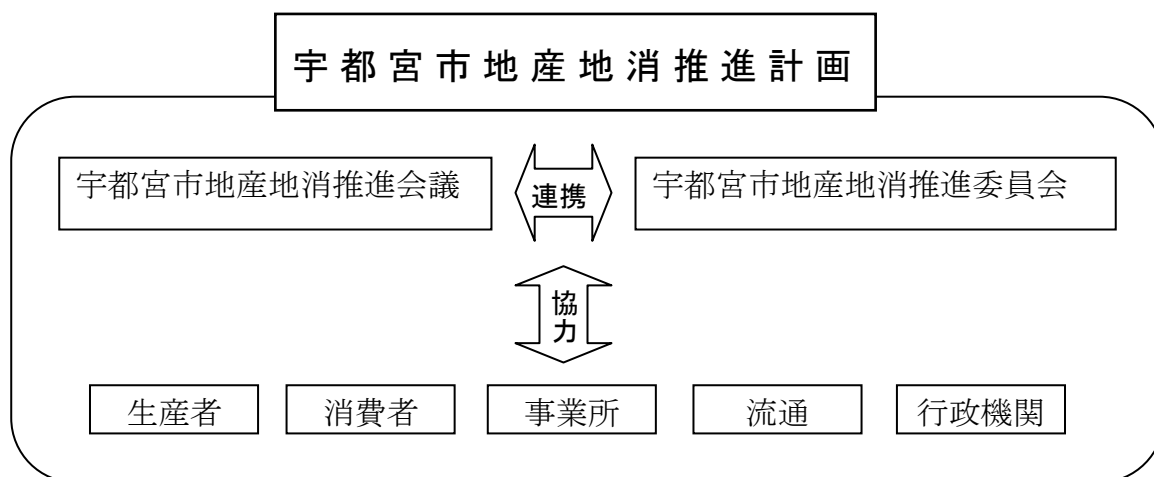
第7章 計画の推進にあたって

1 推進体制

農業関係団体，消費者関係団体，商工関係団体，流通関係団体，教育関係団体，行政機関などが一体となって，地産地消を推進します。

具体的には，民間委員からなる宇都宮市地産地消推進会議と，庁内の関係部署からなる宇都宮市地産地消推進委員会が中心になり，計画に基づいた地産地消の施策を推進します。

推進にあたっては，生産者などの農業関係団体等の関係機関との連携を図りながら，計画の周知及び，年度ごとに計画の進捗と実績を点検しながら取り組んでいきます。



2 関係者の役割

(1) 生産者の役割

生産者は，安全・安心で，付加価値の高い農産物の生産や，イベントや農産物直売所等における消費者との交流を通して相互理解を促進するものとします。

- ・ 消費者ニーズの把握に努め，少量多品目の生産に取り組む。
- ・ 生産履歴の記帳やエコファーマー認定，GAPの導入等に積極的に取り組み，安全・安心で，付加価値の高い農産物を提供する。
- ・ 農林業祭等のイベントへの参加や農産物直売所での活動等を通して，消費者との交流を図り，身近な農への理解を促進する。
- ・ 自らが生産した農産物を利用した味噌や漬物等の加工品の生産に取り組む。

(2) 消費者の役割

消費者は、農産物に関する情報や生産者との交流等から「食」と「農」を理解し、地場農産物の積極的な利用を図り、市の農業を支えていくものとします。

- ・ 地産地消を理解し、地場農産物を積極的に利用する。
- ・ 地産地消の日は、地場農産物を使った料理を囲んで、家族団らんに努める。
- ・ 適正な量の購入により、食材の無駄をなくし、食べ残しや廃棄の減少に努める。
- ・ 「食」と「農」の理解促進のため、生産者や農村との交流事業等に積極的に参加する。

(3) 直売所・量販店の役割

直売所・量販店は、地場農産物の購入促進のため、消費者と生産者の顔の見える関係の構築に協力し、地場農産物の消費拡大を進めていくものとします。

- ・ 直売所に出荷する生産者は、農産物の種類・量の充実と生産履歴の記帳に取り組み、消費者ニーズに応える農産物の生産に努める。
- ・ 量販店は、地場農産物の「安全・安心、新鮮、うまさ」をPRし、地場産コーナーの充実に努める。
- ・ 「Uブランド」の表示等、農産物に関する様々な情報の提供に努める。

(4) J Aの役割

J Aは、地場農産物の購入促進のための啓発活動や、販路の確保・拡大とともに、安定供給のための営農支援を進めていくものとします。

- ・ 消費者ニーズの把握と農産物情報の発信、啓発活動に努める。
- ・ 関係団体等と連携して、公共施設等における地場農産物の納入方法等のしくみを構築する。
- ・ 量販店への地場農産物の安定供給体制の整備と、イベント等の販売促進活動に努める。
- ・ 高品質な品目のブランド化と、PR活動や販売促進活動に取り組む。
- ・ 生産履歴の記帳の普及啓発、GAP導入に取り組む。
- ・ 農産物生産における農薬・化学肥料の必要性、適正使用による安全性等の啓発に努める。

- ・ 安全な農産物の供給のため、残留農薬の自主検査の拡充，トレーサビリティシステムの導入検討に努める。

(5) 事業所等の役割

市全域に地産地消活動が広がっていくよう，関係者が一体となって普及啓発や事業に取り組むよう努めていくものとします。

- ・ 飲食店，ホテルは，「地産地消の日」に地場農産物の積極的な利用に取り組む。
- ・ 飲食店，ホテルは，地場農産物を使った新たな商品や地域ブランドの開発や導入に努める。
- ・ 食育関係団体は，地場農産物の料理教室等を通し，参加者に農への理解と食への関心を促す。
- ・ 調理関係者は，地域の伝統料理の継承・発掘及び創作料理に努める。
- ・ 流通団体は，関係団体と連携して，公共施設等における地場農産物の納入方法等のしくみを構築する。

(6) 市の役割

生産者，消費者，JA，事業者等と連携を図り，市全域に地産地消活動が広がっていくよう，地産地消の普及啓発や各種事業の活動支援等に取り組むよう努めていくものとします。

- ・ 地産地消の日の制定と農に関する情報提供，地産地消の普及啓発活動に努める。
- ・ 関係団体等と連携して，公共施設等における地場農産物の納入方法等のしくみを構築し，地場農産物の積極的な利用に努める。
- ・ 「(仮称) うつのみや地産地消推進店」制度の整備を促進する。
- ・ 「うつのみやアグリネットワーク」等と連携し，地場農産物を使った新たな商品の開発や地域ブランドの創出に努める。
- ・ 消費者と生産者・JAとの意見交換会の場を設ける。
- ・ 生産力強化のための各種補助事業を実施する。
- ・ 高品質な品目のブランド化と，PR活動や販売促進活動に取り組む。
- ・ 農地の集積等による生産性の向上や担い手の確保に努める。
- ・ 安全・安心な農産物の生産を推進する。
- ・ 都市と農村の交流を促進し，地域に根ざした活動を支援する。